

真岡市キャラクターの使用に関する要綱

平成 22 年 12 月 1 日

告示第 96 号

改正 平成 27 年 11 月 1 日告示第 114 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市のイメージアップを目的とした真岡市キャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第 2 条 キャラクターの名称及び形状は、別表及び別表の形状を展開したものとする。

(使用申請)

第 3 条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、真岡市キャラクター使用申請書（様式第 1 号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 国及び地方公共団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) その他市長が適当と認めた場合

(使用許可)

第 4 条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に真岡市キャラクター使用許可

書（様式第 1 号）を交付し、キャラクターの使用を許可するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により許可するに当たっては、条件を付することができる。

（使用の制限）

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用を許可しないことができる。

- (1) 市の品位を傷つけるおそれのある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれのある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人又は団体による売名に利用しようとする場合
- (5) 別表に定められた名称並びに形状及び色を変更して使用しようとする場合
- (6) その他使用について不適當であると認められる場合

- 2 第 3 条に規定する申請の内容が、前項の規定に該当し、不適當と認められる場合は、申請者に真岡市キャラクター使用不許可通知書（様式第 2 号）を通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第 6 条 キャラクターを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターの使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けた使用目的及び方法により適正に使用すること。
- (2) 第 5 条第 1 項各号の規定に該当しないように使用すること。

(3) キャラクターを第三者等に譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) 原則としてキャラクターを使用した物品等（以下「物品等」という。）には「㊤ 真岡市」と表記すること。

(5) 物品等が完成したときは、速やかに完成した見本を市長へ提出すること。ただし、完成した見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(6) 製作した物品等を商標登録しないこと。

（申請内容の変更等）

第7条 使用許可を受けた者が、許可を受けた内容について変更しようとする場合は、あらかじめ真岡市キャラクター使用許可変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、真岡市キャラクター使用変更許可書（様式第3号）により、その許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し）

第8条 キャラクターの使用に関し、第6条に規定する事項を遵守しなかったとき、その他不適切な使用を行っていると認められる場合は、市長はその使用許可を取り消し、使用者に真岡市キャラクター使用許可取消通知書（様式第4号）を通知するものとする。

2 前項の規定より使用許可を取り消された者は、当該使用許可に係る物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

3 市長は、許可を取り消された者に対して、物品等の回収を求めることができる。

4 前項に規定する物品等の回収に係る費用その他の使用許可の取消しに伴い発生する費用については、許可を取り消された者が負担するものとする。

5 前項の規定により使用許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じて、市長はその責を負わない。

（使用結果の報告）

第9条 キャラクターを使用した者は、使用期間終了後、速やかに真岡市キャラクター使用結果報告書（様式第5号）に使用内容を証する資料を添えて、使用結果の報告をするものとする。

（使用期間）

第10条 キャラクターの使用期間は、原則として許可を受けた日から当該許可を受けた日の属する年度の末日までとする。

（使用料）

第11条 キャラクターの使用料は、無料とする。

（使用者の責務）

第12条 使用者は、キャラクターの使用に関する一切の責任を負い、事故、苦情等が発生した場合は、使用者が必要な措置を講じるものとする。

（キャラクターに関する権利）

第13条 キャラクターに関する一切の権利は、市に帰属する。

（損害賠償）

第14条 第5条第1項各号のいずれかに該当する行為をし、これにより市に損害を生じさせた場合は、その損害額を賠償しなければならない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 1 日から適用する。

改 正 文（平成 27 年告示第 114 号）抄

平成 27 年 11 月 1 日から適用する。

別表（第2条関係）

No.	キャラクターの名称	キャラクター形状
1	コットベリー	
2	ストローくん	
3	ベリーちゃん	
4	あぐりっ娘	
5	もおかびょん	